

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	30,213,478 千円	1,391,150 千円	4,453,710 千円	14.7%	14.5%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 643,301 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	558 人	2,182,451 千円	769,464 千円	999,525 千円	3,951,428 千円	7,081 千円	6,671 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

##### イ 特記事項

なし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	46.0歳	391,917円	549,304円
政令指定都市平均（水道事業）	46.5歳	362,111円	553,686円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	普通会計関係			
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,788,059円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,868,795円			
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375 月分)	(令和5年度支給割合) 勤勉手当 2.05 月分 (0.975 月分)			
加算措置の状況 ・役職加算 5～20%	加算措置の状況 ・役職加算 5～20%			

・管理職加算 管理職手当の月額	・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の 10～15%に相当する額
-----------------	-------------------------------------

(注1) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

区分	水道事業		普通会計関係	
	自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月
	勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。
定年・勧奨退職した職員		令和5年度		令和5年度
一人当たりの平均支給額		2,087万円		2,174万円

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		364,978千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		654,082円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	558人	16%

#### エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給総額（令和5年度決算）	9,538千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	33,349円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	35.64%			
手当の種類（手当数）	4種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	職員（下水道部の職員を除く。）が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が災害応急作業等派遣手当の支給の対象となるときを除く。）。	1 交通を遮断することなく行う道路上の作業 2 配水塔内、沈でん池等の清掃作業 3 高熱物を取り扱う作業、高圧電気設備点検その他これに類する作業 4 マンホール内その他狭い場所での点検、調査等の作業 5 高所の足場が不安定な場所での点検、調査等の作業	9,538千円	従事した日1日につき 甲額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	職員（下水道部の職員を除く。）が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が危険作業手当（水道事業及び工業用水道事業）甲額及び災害応急作業等派遣手当の支給の対象となるときを除く。）。 1　浄水薬品注入設備の点検（目視のみによる場合を除く。）、洗浄等の作業 2　水道水質課又は浄水課の毒物若しくは劇物を使用した試験若しくは検査又は病原性微生物検査の作業			従事した日 1 日につき 乙額 280 円
交替勤務手当	水道整備課、第2配水工事事務所、第3配水工事事務所、水運用センター及び浄水課の交替制勤務職員が夜間勤務（午後4時30分から翌日の午前9時まで）に従事したとき。			夜勤 1 回につき 950 円
用地等折衝業務手当	職員が土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したとき。			従事した日 1 日につき 140 円
災害応急作業等派遣手当	災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域（以下「災害発生地域」という。）に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業務（本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。）に従事したとき（当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受けるときを除く。）。			従事した日 1 日につき 910 円（ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事したときは、1,820 円）

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	198,511千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	379,320 円
支給実績（令和4年度決算）	198,721千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	376,544 円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度（令和4年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

#### カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 7,000 円 ・子 10,000 円 ・父母等 7,000 円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000 円	同じ	—	65,533千円	250,445 円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	・31歳未満 25,200円 ・31歳以上40歳以下 16,500円 ・41歳以上 10,000円	同じ	—	17,422千円	206,800円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	72,335千円	131,360円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	14,351千円	178,833円
管理職手当	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて 73,700円～111,300円	同じ	—	33,126千円	974,291円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が ①週休日等に臨時若しくは緊急の必要等により勤務した場合 ②災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	①役職・勤務時間等に応じて 6,000円～12,000円 (ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額) ②役職・勤務時間等に応じて 3,000円～6,000円	同じ	—	24千円	8,000円

## (2) 工業用水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	6,538,857千円	536,491千円	570,067千円	8.7%	9.7%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 50,435千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	75人	290,552 千円	90,337 千円	131,617 千円	512,506 千円	6,833 千円	6,869 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

#### イ 特記事項

なし

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	45.6歳	367,632円	497,279円
政令指定都市平均（工業用水道事業）	46.8歳	379,810円	570,378円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,754,889円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,868,795円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375月分)		(令和5年度支給割合) 勤勉手当 2.05月分 (0.975月分)	
(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額		(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～	

	15%に相当する額
--	-----------

(注1) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

区分		工業用水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2~20%加算する。		退職時給料月額を2~20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員		令和5年度		令和5年度	
一人当たりの平均支給額		2,098万円		2,174万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		48,357千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		644,760円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	75人	16%

#### エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給総額（令和5年度決算）	1,265千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	33,290円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	41.11%		
手当の種類（手当数）	2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）
危険作業手当	職員が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が災害応急作業等派遣手当の支給の対象となるときを除く。）。	1 交通を遮断することなく行う道路上の作業 2 配水塔内、沈でん池等の清掃作業 3 高熱物を取り扱う作業、高圧電気設備点検その他 これに類する作業 4 マンホール内その他狭あいな場所での点検、調査等の作業 5 高所の足場が不安定な場所での点検、調査等の作業	1,265千円
	職員が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が上記の危険作業手当及び災害応急作業等派遣手当の支給の対象となるときを除く。）。		従事した日1日につき 甲額 300円
			従事した日1日につき 甲額 280円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	1 淨水薬品注入設備の点検（目視のみによる場合を除く。）、洗浄等の作業 2 水道水質課又は浄水課の毒物若しくは劇物を使用した試験若しくは検査又は病原性微生物検査の作業			
交替勤務手当	水道整備課、第2配水工事事務所、第3配水工事事務所、水運用センター及び浄水課の交替制勤務職員が夜間勤務（午後4時30分から翌日の午前9時まで）に従事したとき。			夜勤1回につき 950円

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	15,989千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	228,416円
支給実績（令和4年度決算）	14,404千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	204,319円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度（令和4年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならぬ職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

#### カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ	—	6,947千円	220,525円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	・31歳未満 25,200円 ・31歳以上40歳以下 16,500円 ・41歳以上 10,000円	同じ	—	3,127千円	206,800円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	9,137千円	131,146円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	1,613千円	201,642円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて 73,700円～111,300円	同じ	—	4,733千円	946,560円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が ①週休日等に臨時若しくは緊急の必要等により勤務した場合 ②災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	①役職・勤務時間等に応じて 6,000円～12,000円 (ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額) ②役職・勤務時間等に応じて 3,000円～6,000円	同じ	—	0千円	0円

### (3) 下水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	39,249,760 千円	2,635,673 千円	3,044,364 千円	7.8%	7.2%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 818,246 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	420 人	1,597,977 千円	581,571 千円	734,902 千円	2,914,450 千円	6,939 千円	6,738 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

##### イ 特記事項

なし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	43.6歳	368,557円	533,883円
政令指定都市平均（下水道事業）	46.2歳	366,139円	561,984円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業	普通会計関係
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,745,610円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,868,795円
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 pp （1.375月分）	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375月分）
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額	（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～

	15%に相当する額
--	-----------

(注1) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

区分		下水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2~20%加算する。		退職時給料月額を2~20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員		令和5年度		令和5年度	
一人当たりの平均支給額		1,470万円		2,174万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		267,443千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		636,769円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	420人	16%

#### エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給総額（令和5年度決算）		11,383千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		48,440円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		35.93%	
手当の種類（手当数）		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）
滞納整理手当	下水道使用料担当の職員が下水道使用料の滞納整理等のため出張して行う滞納者等との折衝の業務に従事したとき。		11,383千円
夜間特殊業務手当	水処理センター（麻生水処理センターを除く。）の職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる設備の保守、管理等にかかる緊急の対応の業務に従事したとき。		従事した日1日につき650円
汚泥処理業務等手当	入江崎総合スラッジセンター設備係の職員が汚泥等に接触してその処理を行う業務に従事したとき。		従事した日1日につき甲額 750円

	<p>職員（下水道部の職員を除く。）が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が危険作業手当（水道事業及び工業用水道事業）甲額及び災害応急作業等派遣手当の支給の対象となるときを除く。）。</p> <p>1　浄水薬品注入設備の点検（目視のみによる場合を除く。）、洗浄等の作業</p> <p>2　水道水質課又は浄水課の毒物若しくは劇物を使用した試験若しくは検査又は病原性微生物検査の作業</p>		従事した日 1 日につき 乙額 500 円
危険作業手当	<p>下水道部の職員が地上又は水面上 10 メートル以上の足場が不安定な箇所において行う業務に従事したとき。</p> <p>下水道水質課の職員が毒物又は劇物を使用した試験又は検査の業務に従事したとき（同日中に従事した業務が汚泥処理業務等手当乙額の支給の対象となるときを除く。）。</p>		従事した日 1 日につき 甲額 300 円
災害応急作業等派遣手当	災害対策基本法第 2 条第 1 号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域（以下「災害発生地域」という。）に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業務（本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。）に従事したとき（当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受けるときを除く。）。		従事した日 1 日につき 910 円（ただし、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 1 項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事したときは、1,820 円）

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	148,438 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	381,426 円
支給実績（令和 4 年度決算）	154,815 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	396,114 円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注 2） 職員 1 人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 5 年度（令和 4 年度）決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

#### カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（令和 5 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 7,000 円</li> <li>・子 10,000 円</li> <li>・父母等 7,000 円</li> <li>・15 歳以上 22 歳未満の加算 5,000 円</li> </ul>	同じ	—	42,729 千円	239,600 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・31 歳未満 25,200 円</li> <li>・31 歳以上 40 歳以下 16,500 円</li> <li>・41 歳以上 10,000 円</li> </ul>	同じ	—	18,039 千円	206,800 円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は 55,000 円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000 円～31,600 円 ・併用の場合は 55,000 円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	59,190 千円	139,957 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務 1 時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	8,790 千円	133,014 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて 73,700円～111,300円	同じ	—	30,812 千円	962,888 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が ①週休日等に臨時若しくは緊急の必要等により勤務した場合 ②災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	①役職・勤務時間等に応じて 6,000円～12,000円 (ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額) ②役職・勤務時間等に応じて 3,000円～6,000円	同じ	—	76 千円	9,500 円

#### (4) 自動車運送事業

##### ① 職員給与費の状況

###### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	8,583,450 千円	555,410 千円	3,282,179 千円	38.2%	37.6%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	442 人	1,632,491 千円	922,353 千円	727,335 千円	3,282,179 千円	7,426 千円	6,727 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

###### イ 特記事項

なし

##### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
自動車運送事業	51.5歳	368,573円	506,788円
政令指定都市平均（バス事業）	49.4歳	337,135円	571,165円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

（うちバス事業運転手）

区分	公 務 員				民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
川崎市	51.7歳	320人	358,843円	493,409円	バス運転者	52.3歳	424,400円	1.16
政令指定都市平均	50.0歳	567人	327,256円	561,823円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
川崎市	5,920,908円	5,093,100円	1.16

(注1) 民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）

(注2) 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(注3) 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含みます。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

自動車運送事業	普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1, 609, 150円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1, 868, 795円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375月分) 勤勉手当 2.02月分 (0.975月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375月分) 勤勉手当 2.05月分 (0.975月分)	
(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額	(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額	

(注1) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

区分	自動車運送事業		普通会計関係		
	自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨	
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員		令和5年度		令和5年度	
一人当たりの平均支給額		1, 783万円		2, 174万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	271, 860千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	598, 811円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	454人	16%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給総額（令和5年度決算）	14,116千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	43,839円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	70.9%		
手当の種類（手当数）	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)
中休手当	常時乗合自動車に乗務する職員	中休勤務に従事したとき	14,116千円 10分につき25円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	514,420千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	1,204,731円
支給実績（令和4年度決算）	473,577千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	1,066,615円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度（令和4年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ	—	51,360千円	194,545円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	・31歳未満 25,200円 ・31歳以上40歳以下 16,500円 ・41歳以上 10,000円	同じ	—	11,788千円	159,297円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担するなどを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用する場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した	同じ	—	30,456千円	78,092円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
		金額。				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	13,077千円	41,514円
管理職手当（国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、73,700円～132,600円	同じ	—	15,277千円	1,018,467円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時若しくは緊急の必要等により勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて6,000円～12,000円	同じ	—	0千円	0円

## (5) 病院事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	36,997,767 千円	▲792,177 千円	16,628,886 千円	44.9 %	45.5 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 36,685 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	1,493人	6,252,851 千円	2,724,055 千円	2,399,637 千円	11,376,543 千円	7,620 千円	7,408 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

#### イ 特記事項

なし

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

	職種	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	医師	39.3歳	483,892円	1,352,338円
	看護師	36.4歳	313,042円	640,398円
	事務職員	49.6歳	356,208円	708,567円
政都令市指平定均	医師	41.6歳	563,285円	1,369,105円
	看護師	39.0歳	304,490円	499,506円
	事務職員	48.4歳	370,022円	587,088円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

病院事業	普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1, 453, 403円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1, 868, 795円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	
(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額	(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額	

(注1) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

区分	病院事業		普通会計関係	
	自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月 24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月 33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月 47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月 47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置	退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員	令和5年度		令和5年度	
一人当たりの平均支給額	1, 220万円		2, 174万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	1, 005, 730千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	573, 361円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	2, 133人	16%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給総額（令和5年度決算）	924,072千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	651,214円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	80.1%		
手当の種類（手当数）	14種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)
医務等従事手当	(1) 病院局に勤務する助産師及び看護師(准看護師を含む。以下同じ。)	904,484千円	月額8,000円
	(2) 病院に勤務する栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ師及び視能訓練士並びに社会福祉職及び心理職のうち医療社会事業の業務に従事する職員		月額2,000円
夜間看護手当	病院に勤務する助産師及び看護師	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	勤務1回につき7,200円 ただし、その勤務に含まれる深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)における勤務時間が2時間以上6時間未満の場合は4,500円とし、2時間未満の場合は3,600円とする。
感染症病原体接触手当	医師	感染症病棟患者の診療の業務又は感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務	従事した日1日につき700円 ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない
	看護師	感染症病棟患者の看護業務	
	臨床検査技師	感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務又は当該試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務	
	臨床工学技士	感染症病棟患者の診療等に使用する生命管理維持装置の操作等の業務	
	ハウスキーパー及び業務職	感染症の病原体により汚染され、若しくは汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務又は感染症病棟内の清掃若しくは感	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
		染症病棟患者の着衣 類若しくは汚物の消毒の業務		
精神病患者等入院業 務手当	精神病患者の入院 又は感染症患者の 入院のための移送 に係る業務に従事 する職員	精神病患者の入院又 は感染症患者の入院 のための移送に係る 業務		1件につき140円
放射線接触手当	放射線を人体に対し て照射する業務等に 従事する職員	放射線を人体に対して 照射する業務等		従事した日1日につき 250円 ただし、1回の勤務が2 暦日にわたる場合のう ち従事した日の勤務時 間が2時間未満のとき は、支給しない
救急患者診療手 当	(1) 病院に勤務する医師 又は歯科医師（以下 「医師等」という。） (複数の医師等が従 事した場合にあって は、主として従事した 医師等に限る。)	夜間休日（月曜日から 金曜日までの午前8時 30分から午後5時まで を除く時間帯をいう。 以下同じ。）における 救急車等で搬送された 救急の外来患者の診療 に従事したとき		1件につき2,000円 ただし、緊急入院手当が 支給されるとき、又は分 娩手当が支給されるとき は、支給しない
	(2) 病院に勤務する医師 等（複数の医師等が従 事した場合にあって は、主として従事した 医師等に限る。）	夜間休日における救急 車等で搬送された患者 を除く救急の外来患者 の診療に従事したとき		1件につき500円 ただし、緊急入院手当が 支給されるとき、又は分 娩手当が支給されるとき は、支給しない
緊急入院手当	(1) 病院に勤務する医師 等（複数の医師等が従 事した場合にあって は、主として従事した 医師等に限る。）	救急の外来患者の診療 に従事し、当該診療に 係る患者の入院の決定 を行ったとき（当該患 者の緊急入院受入れ（ 夜間休日における入院 の受入れをいう。以下 同じ。）が行われた場 合に限る。）		1件につき5,000円 ただし、分娩手当が支 給されるときは、支給し ない
	(2) 病院に勤務する医師 等（複数の医師等が従 事した場合にあって は、主として従事した 医師等に限る。）	緊急入院受入れを行 ったとき		1件につき5,000円 ただし、分娩手当が支 給されるときは、支給し ない
待機手当	ア 病院に勤務する医 師等（病院長が別に定 める診療科等に勤務 する職員に限る。）	次に掲げる区分に従 い、緊急の診療、処置 又は手術に対応するた めに自宅等において待		1回につき2,000円

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	イ	病院に勤務する看護師、診療放射線技師及び臨床工学技士(病院長が別に定める診療科等に勤務する職員に限る。)	機をしたとき ア 午後5時から翌日の午前8時30分まで イ 午前8時30分から午後5時まで(日曜日及び土曜日並びに休日に限る。)		1回につき 500 円
分娩手当		病院に勤務する医師(複数の医師が従事した場合にあっては、主として従事した医師に限る。)	分娩業務に従事したとき		1件につき 10,000 円 ただし、多胎分娩の場合は、1件とする
管理職員診療等業務手当		病院に勤務する医師等(管理職員に限る。)	正規の勤務時間外又は休日等に診療その他の管理者が別に定める業務に従事したとき		1時間につき 5,000 円
時間外緊急手術手当	(1)	病院に勤務する医師等(複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。)	次に掲げる区分に従い、緊急の手術又は処置(以下「緊急手術等」という。)(診療報酬点数1,000点未満の処置を除く。)を行ったとき。 ア 開始時間が午後6時から翌日の午前7時59分まで イ 開始時間が午前8時から午後5時59分まで(日曜日及び土曜日並びに休日に限る。)		ア 診療報酬点数が30,000点以上の場合 25,000円 イ 診療報酬点数が10,000点以上30,000点未満の場合 12,000円 ウ 診療報酬点数が5,000点以上10,000点未満の場合 6,000円 エ 診療報酬点数が1,000点以上5,000点未満の場合 3,000円 オ 診療報酬点数が1,000点未満の場合 1,500円
	(2)		次に掲げる区分に従い、緊急手術等を行ったとき。 ア 開始時間が午後6時から翌日の午前7時59分まで イ 開始時間が午前8時から午後5時59分まで(日曜日及び土曜日並びに休日に限る。)		ア 診療報酬点数が30,000点以上の場合 15,000円 イ 診療報酬点数が10,000点以上30,000点未満の場合 6,000円 ウ 診療報酬点数が5,000点以上10,000点未満の場合 3,000円 エ 診療報酬点数が1,000点以上5,000点未満の場合 1,500円
	(3)		次に掲げる区分に従い、緊急手術等に伴う麻酔を行ったとき。 ア 開始時間が午後6時から翌日の午前7時59分まで イ 開始時間が午前8時から午後5時59分まで		診療報酬点数が30,000点以上の場合 15,000円 イ 診療報酬点数が10,000点以上30,000点未満の場合 6,000円 ウ 診療報酬点数が5,000点以上10,000点未満の場合 10,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
		で（日曜日及び土曜日並びに休日に限る。）		未満の場合 3,000 円 エ 診療報酬点数が 1,000 点以上5,000 点未 満の場合 1,500 円
看護職員待遇改善手当	病院局に勤務する助産師及び看護師。ただし、専ら職員の福利厚生の業務に従事する場合を除く。			月額 12,000 円
救急医深夜勤務手当	病院の救命救急センター又は救急科に所属する医師等	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる診療等の業務に従事したとき		勤務 1 回につき 12,000 円。ただし、その勤務に含まれる深夜における勤務時間が 2 時間以上 6 時間未満の場合は 8,000 円とし、2 時間未満の場合は 6,000 円とする。
新型コロナウイルス感染症対応特別手当	病院に勤務する医師（あらかじめ病院長が危険かつ困難な業務に従事すると認めた者に限る。）	新型コロナウイルス感染症対応病棟の患者の診療業務に従事したとき		従事した日 1 日につき 3,000 円。ただし、1 回の勤務が 2 曆日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が 2 時間未満のときは、支給しない。
	病院に勤務する看護師（あらかじめ病院長が危険かつ困難な業務に従事すると認めた者に限る。）	新型コロナウイルス感染症対応病棟の患者の看護業務に従事したとき		
	上記に掲げる者以外の職員	新型コロナウイルス感染症対応病棟において、患者と直接対応する業務		
新型コロナウイルス感染症対応手当	看護師	新型コロナウイルス感染症対応病棟において、患者と直接対応する業務及び病院長の指定する外来（救急センターを含む。）における看護の業務に従事したとき		従事した日 1 日につき 1,000 円。ただし、1 回の勤務が 2 曆日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が 2 時間未満のときは、支給しない。
	臨床検査技師	新型コロナウイルス感染症対応病棟の患者の検査の業務及び病院長の指定する外来における検体採取の業務に従事したとき		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	診療放射線技師	新型コロナウイルス感染症対応病棟の患者の検査の業務に従事したとき		
	臨床工学技士	新型コロナウイルス感染症対応病棟において、患者に使用する生命管理維持装置の操作等の業務に従事したとき		
	業務職	新型コロナウイルス感染症対応病棟において、看護補助業務、患者の使用した器具等の洗浄の業務、病室等の清掃業務又は着衣類若しくは汚物の消毒の業務に従事したとき		
	上記に掲げる者以外の職員	新型コロナウイルス感染症対応病棟において、患者と直接対応する業務に従事したとき		

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1, 210, 366千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	997, 828円
支給実績（令和4年度決算）	1, 213, 162千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	978, 356円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度（令和4年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

#### カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
初任給 調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で川崎市病院局企業職員初任給調整手当支給規程に定める者に支給する。	208, 900円の範囲内	異なる	期間及び月額	477, 740千円	1, 647, 380円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 7,000 円</li> <li>子 10,000 円</li> <li>父母等 7,000 円</li> <li>15 歳以上 22 歳未満の加算 5,000 円</li> </ul>	同じ	—	71,620千円	241,145円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>31 歳未満 25,200 円</li> <li>31 歳以上 40 歳以下 16,500 円</li> <li>41 歳以上 10,000 円</li> </ul>	同じ	—	99,451千円	255,657円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関を利用の場合は 55,000 円を限度とし運賃相当額。</li> <li>自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000 円～31,600 円</li> <li>併用の場合は 55,000 円を限度とし、両方を加算した金額。</li> </ul>	同じ	—	220,830千円	143,025円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給する。	勤務 1 時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	151,924千円	185,727円
宿日直手当	宿日直をした場合に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師又は歯科医師 勤務 1 回につき 40,000 円。ただし、9 時間以下の宿直勤務又は日直勤務については、20,000 円</li> <li>その他の職員 勤務 1 回につき 4,400 円（特殊な業務の場合は 6,100 円）</li> <li>ただし、5 時間以下の勤務については、2,200 円（特殊な業務の場合は 3,050 円）</li> </ul>	異なる	医師又は歯科医師への手当が追加	18,000千円	1,800,000円
管理職手当（国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、73,700円～145,100円	同じ	—	156,821千円	1,120,151円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時若しくは緊急の必要等に	役職・勤務時間等に応じて 8,000 円～12,000 円（ただし、勤務時間が4 時間以下の場合は	同じ	—	748千円	748,000円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
	より勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	その金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額)				